

特集

## 環境関連の計画を改定・策定しました

### 「川崎市緑の基本計画」を改定

市では、「川崎市緑の基本計画」に基づき緑の保全及び緑化を推進しています。2008（平成20）年に改定した計画に基づき、これまで「川崎方式」の樹林地保全、スポーツなどにおける賑わいを生む公園施設の整備、地域緑化を促進するための地区認定制度の推進など、市の緑を充実させるための取組を進めてきました。このたび、少子高齢化や、公園への民間活力の導入など柔軟な利活用を促進する制度の確立といった緑をとりまく社会情勢の変化及び「川崎市総合計画」や関連計画の策定・改定などを踏まえ、「川崎市緑の基本計画」を改定しました。

改定計画では、緑を核としたまちの魅力向上を目指すため、協働の持続性の確保、緑の保全、創出、育成の継続に加え、新たに多様な主体（グリーンコミュニティ）による緑のストックの効果的な活用を施策の柱としています。



|      |                                 |                                    |                  |  |
|------|---------------------------------|------------------------------------|------------------|--|
| 計画期間 | 2018（平成30）年度～2027（平成39）年度（10年間） |                                    |                  |  |
| 基本理念 | 多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ          |                                    |                  |  |
| 目標   | 緑の<br>総量の<br>目標                 | 2027年度末で市域面積の30%以上に相当する施策の展開を目指します | 緑ある暮らしを実現するための目標 | ①市民の緑の満足度<br>現状 48.7% ⇒ 目標 50%以上<br>②市民植樹運動による累計植樹本数<br>現状 80万本 ⇒ 目標 150万本以上<br>③緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合<br>現状 85% ⇒ 目標 90%以上 |

|    |                 |                                    |                  |  |
|----|-----------------|------------------------------------|------------------|--|
| 目標 | 緑の<br>総量の<br>目標 | 2027年度末で市域面積の30%以上に相当する施策の展開を目指します | 緑ある暮らしを実現するための目標 | ①市民の緑の満足度<br>現状 48.7% ⇒ 目標 50%以上<br>②市民植樹運動による累計植樹本数<br>現状 80万本 ⇒ 目標 150万本以上<br>③緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合<br>現状 85% ⇒ 目標 90%以上 |
|----|-----------------|------------------------------------|------------------|--|

問い合わせ：建設緑政局みどりの企画管理課 TEL 200-2399 FAX 200-3973

川崎市 緑の基本計画

検索

### 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画 ～CC かわさきエコ暮らし・未来へつなげる30プラン～」を策定

市では、2010（平成22）年10月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、地球温暖化対策の取組を進めてきました。

その後、2020年度以降の国際的な地球温暖化対策の枠組みである「パリ協定」の採択・発効、我が国の2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を定めた国の「地球温暖化対策計画」の策定など、地球温暖化対策をめぐる情勢の変化がありました。

こうした状況を踏まえ、新たな温室効果ガス排出量の削減目標の設定など、地球温暖化対策のより一層の推進を図るために、改めて、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定しました。



|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 計画期間 | 2018（平成30）年度から2030（平成42）年度（13年間）   |  |  |
| 基本理念 | マルチベネフィットの地球温暖化対策等により低炭素社会を構築<br>※マルチベネフィット：地球温暖化対策等を進めることにより、経済・社会的側面にも関わるまちづくりの諸課題の解決に資すること。 |  |  |
| 目標   | 2030（平成42）年度までに1990（平成2）年度比30%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す（国の地球温暖化対策計画の基準年である2013（平成25）年度比では▲20%以上）     |  |  |

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 基本理念 | マルチベネフィットの地球温暖化対策等により低炭素社会を構築<br>※マルチベネフィット：地球温暖化対策等を進めることにより、経済・社会的側面にも関わるまちづくりの諸課題の解決に資すること。 |  |  |
| 目標   | 2030（平成42）年度までに1990（平成2）年度比30%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す（国の地球温暖化対策計画の基準年である2013（平成25）年度比では▲20%以上）     |  |  |

問い合わせ：環境局地球環境推進室 TEL 200-2405 FAX 200-3921

川崎市 地球温暖化対策推進基本計画

検索

### 「川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画」を策定

市では、2016（平成28）年3月に「川崎市一般廃棄物処理基本計画（10年計画）」及び「第1期行動計画（2年計画）」を策定し、ごみの減量化・資源化の促進に向けた取組を進めてきましたが、第1期行動計画の計画期間の終了を受け、このたび、2018（平成30）年度を始期とする「第2期行動計画（4年計画）」を策定しました。第2期行動計画では、人口増加やペーパーレス化などの廃棄物を取り巻く課題に取り組むとともに、超高齢社会の到来や大規模災害への対応など、ごみ減量化・資源化以外の諸課題に対しても、取組を推進していくこととしています。



|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 計画期間 | 2018（平成30）年度～2021（平成33）年度（4年間）   |  |  |
| 目標   | ①1人1日あたりの普通ごみ排出量を36g削減 (H28) 443g ⇒ (H33) 407g<br>②家庭系の資源化率32% (H28) 28% ⇒ (H33) 32%<br>③ごみ焼却量を2.2万t削減 (H28) 36.6万t ⇒ (H33) 34.4万t |  |  |

|    |  |  |  |
|----|--|--|--|
| 目標 | ①1人1日あたりの普通ごみ排出量を36g削減 (H28) 443g ⇒ (H33) 407g<br>②家庭系の資源化率32% (H28) 28% ⇒ (H33) 32%<br>③ごみ焼却量を2.2万t削減 (H28) 36.6万t ⇒ (H33) 34.4万t |  |  |
|----|--|--|--|

問い合わせ：環境局廃棄物政策担当 TEL 200-2558 FAX 200-3923

川崎市 一般廃棄物処理基本計画

検索

問い合わせ：環境局環境調整課 TEL 200-2387 FAX 200-3921